

(様式第 1 号 別紙 1)

丹波市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援金に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び丹波市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の事項に該当するときは、丹波市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなったとき：全額
  - (2) 交付決定の内容又は要件に違反したとき：全額
  - (3) この要綱に違反したとき：全額
  - (4) その他市長が支援金を交付することが不適当と認めたとき：全額
  - (5) 就業日から 1 年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞したとき（退職日から 3 月以内に、支援金の要件を満たす兵庫県内の別の就業先に就業する場合を除く。）：全額
  - (6) 転入日又は支援金の要件を満たす就業先への就業日のいずれか遅い日から 3 年未満に市外へ転出したとき：全額
  - (7) 転入日又は支援金の要件を満たす就業先への就業日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に市外へ転出したとき：半額

【在学生の場合のみ】

- (8) 申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき：全額
- (9) 申請日から 1 年以内に丹波市に転入しなかったとき（申請時に既に丹波市に住民票がある場合を除く。）：全額

ただし、2（6）又は（7）に該当する場合において、県実施要領に基づき地方就職支援金事業を実施する兵庫県内の市町へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。